

**学校改築用総合評価方式**  
**(施工実績評価型)**  
**実施ガイドライン (試行)**

令和4年 12 月

武蔵野市

## 目 次

1. 学校改築用総合評価方式(施工実績評価型)(試行)の概要	1
2. 技術評価項目及び配点	3
3. 技術評価項目の詳細	5
4. 入札・契約手続きの流れ	14
5. その他	15

## 第1 学校改築用総合評価方式（施工実績評価型）（試行）の概要

### 1. 学校改築用総合評価方式（施工実績評価型）（試行）の趣旨

本市では、武蔵野市第六期長期計画の中で、「今後予定される学校施設の建替え等、大規模な工事に向けて適切な発注方法の研究を行うなど、入札・契約制度改革を推進する。」と位置づけ、入札方法を検討してきた。

学校改築用総合評価方式（施工実績評価型）（試行）では、地域精通度や企業や技術者の能力等（過去の施工実績等）に基づいて評価される技術力と価格の総合評価を行い、地域のランドマークとなる学校改築工事を確実に施工できる企業を選定することを目的としている。

### 2. 対象工事

武蔵野市内の学校改築工事から選定する。

### 3. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、失格基準価格を下回らない者のうち、価格点と技術点の合計点である総合評価値の最も高い者を落札者とする。総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

### 4. 総合評価値の算定方法

次の算出方法による総合評価値により、落札者を決定する。

総合評価値＝価格点＋技術点

※価格点と技術点の配点比は、価格点を優位とする。

#### ア 価格点

価格点の算出方法は、次のとおりとし、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。

『入札価格 $\geq$ 基準価格』

価格点 = 係数 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

『基準価格 > 入札価格 ≥ 特別基準価格』

$$\text{価格点} = \{ \text{係数} \times (1 - \text{基準価格} / \text{予定価格}) \} \times \{ (\text{入札価格} - \text{特別基準価格}) / (\text{基準価格} - \text{特別基準価格}) \}$$

『特別基準価格 > 入札価格』

価格点 = 0 点

※係数は案件ごとに設定し、当該発注工事の「落札者決定基準等入札説明書」で示す。

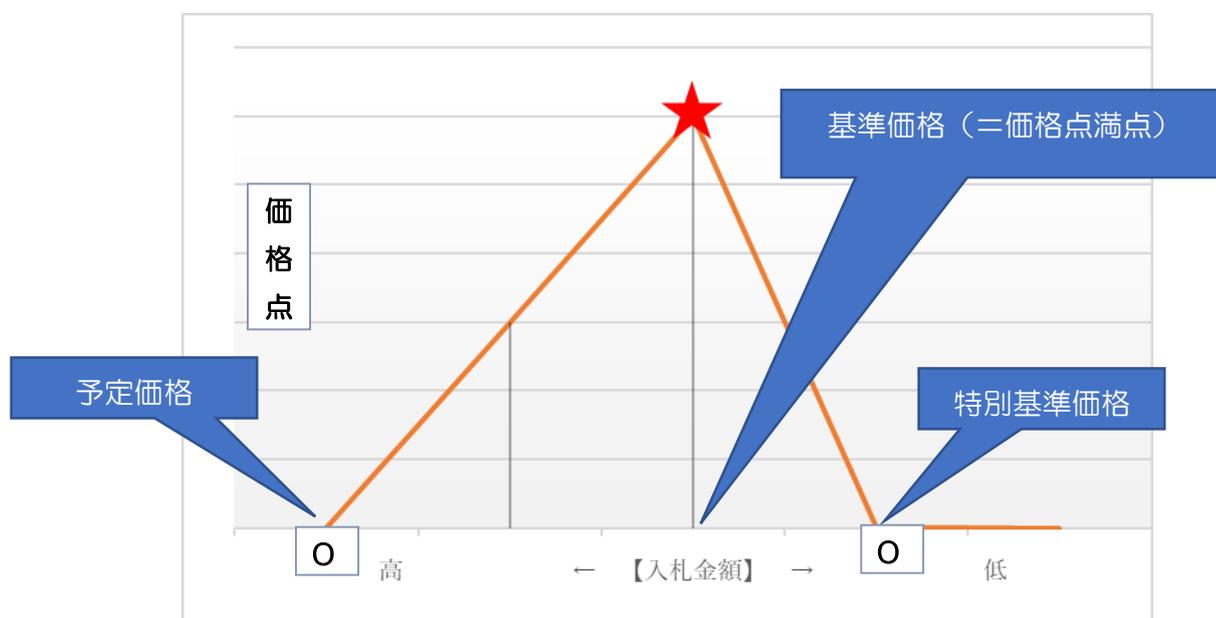
基準価格 …… 価格点が満点となる価格

特別基準価格 …… 基準価格を下回った金額で応札され、価格点が 0 点になる価格

※基準価格を下回った金額で応札した場合、価格点が逡減していく。

※基準価格及び特別基準価格は、予定価格の 9/10 から 7/10 までの範囲において、当該発注工事の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、その他の条件を考慮して当該発注工事ごとに適正に定める。

#### 【例 基準価格と特別基準価格】



#### イ 技術点

- ① 技術点は、技術評価項目の評価点の合計点とする。
- ② 技術点の配点の合計は、40 点とする。

## 5. 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、中立かつ公正な評価を行うため、次の場合に学識経験者から意見聴取を行う。

ア 落札者決定基準（評価項目、評価点、配点等）を定めようとするとき。

イ 落札者を決定しようとするとき（ただし、アにおいて落札者決定時に改めて意見を聴く必要があるとされたときに限る）。

## 第2 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点は表1のとおりとする。

表1 技術評価項目及び配点

評価項目			評価基準	配点			
企業 の 能 力 等	企業の施工能力	企業の工事实績*	2件以上	8	8	22	
			1件	4			
			実績なし	0			
	配置予定技術者	配置予定技術者の保有資格*		1級	6	6	
				2級	3		
				その他の資格	1		
配置予定技術者の工事实績*			2件以上	8	8		
			1件	4			
			実績なし	0			
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精通・貢献度	市内業者または市内業者との建設共同企業体(2者JV)	あり	5	5	18	
			なし	0			
		市内業者(単体またはJV構成企業)の営業所所在地	本店	2	2		
			支店・営業所	1			
			市外	0			
	市内業者(単体またはJV構成企業)の災害時協力協定等	あり	1	1			
		なし	0				
	環境配慮	環境マネジメントシステム等*	あり	1	1		
			なし	0			
	社会貢献度	労務単価*	2省協定労務単価	協定労務単価	2	2	
協定の80%以上				1			
協定の80%未満				0			
建設業退職金共済制度等*			あり	2	2		
			なし	0			
法定外労働災害補償制度等*			あり	2	2		
			なし	0			
建設キャリアアップシステムへの事業者登録*			あり	1	1		
			なし	0			
障害者雇用の取組*			あり	1	1		
			なし	0			
男女共同参画の推進*			あり	1	1		
			なし	0			
技術点合計				40			

\* 競争入札参加者が建設共同企業体の場合は代表者の実績を適用

## 第3 技術評価項目の詳細

### 1. 企業の工事实績

#### (1) 評価の方法

- ・「企業の工事实績」は8点満点とし、同種工事の実績を2件以上有する場合に8点、同種工事の実績を1件有する場合に4点、実績なしの場合に0点とする。
- ・「業種：建築工事」についての同種工事とは、学校建設（小学校・中学校・高等学校に限る）を指す。工種が当該発注工事と同一で、新築、増築又は改築の工事で工事対象延床面積の規模が5,000 m<sup>2</sup>以上のものとする。なお、同種工事として、私立の学校建設（小学校・中学校・高等学校に限る）についても実績として評価するが、1件につき1点減点する。
- ・「業種：建築工事」以外の同種工事とは、工種が当該発注工事と同一で、工事対象延床面積の規模が5,000 m<sup>2</sup>以上の官公庁工事の実績とする。
- ・同種工事の実績については、平成8年4月以降完成のものを評価対象とする。
- ・「企業の工事实績」は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）に登録されたデータから算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書（技術データ含む）によるものとする。なお、乙型建設共同企業体における担当工事の実績は、建設共同企業体協定書等により確認する。私立の学校建設の実績については契約書等、証明する書面により確認する。
- ・同種工事の実績は、単体又は建設共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。競争入札参加者が建設共同企業体の場合は、前段を踏まえた上で構成員合算の実績を対象とする。ただし、建設共同企業体の代表者が1件の実績がある場合とする。

#### (2) 提出書類

- ・「企業の工事实績」 申告書（様式2）
- ・当該発注工事の「落札者決定基準等入札説明書」の中で示す同種工事の実績内容が確認できる書類
  - 【官公庁実績の場合】
  - ・コリンズの登録内容確認書（技術データ含む）の写し
  - ・（乙型建設共同企業体における担当工事の実績の場合）建設共同企業体協定書の写し等

【私立の学校実績の場合】

- ・契約書等の証明書類

## 2. 配置予定技術者の保有資格

### (1) 評価の方法

- ・「配置予定技術者の保有資格」は6点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者の場合に6点、二級技術者の場合に3点、その他の技術者の場合に1点とする。なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- ・競争入札参加者が建設共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち代表者が配置する監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。

#### (定義)

- ・一級技術者 建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。
- ・二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- ・その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。

### (2) 提出書類

- ・「配置予定技術者の保有資格」申告書（様式3）
- ・配置予定技術者の保有資格証（当該発注工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し
- ・雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）

### (3) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者については、原則として変更することができない。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない事由により配置予定技術者を変更する場合は、技術評価項目における「配置予定技術者の保有資格」「配置予定技術者の工事实績」の評価点について、当初の配置予定

技術者と同点以上の評価点を得ることができる者を配置しなければならない。やむを得ない事由により配置予定技術者が変更になった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

### 3. 配置予定技術者の工事实績

#### (1) 評価の方法

・「配置予定技術者の工事实績」は8点満点とし、監理技術者として関わった同種工事の実績を2件以上有する場合に8点、同種工事の実績を1件有する場合に4点、実績なしの場合に0点とする。

・「業種：建築工事」についての同種工事とは、学校建設（小学校・中学校・高等学校に限る）を指す。工種が当該発注工事と同一で、新築、増築又は改築の工事で工事対象延床面積の規模が5,000㎡以上のものとする。なお、同種工事として、私立の学校建設（小学校・中学校・高等学校に限る）についても実績として評価するが、1件につき1点減点する。

・「業種：建築工事」以外の同種工事とは、工種が当該発注工事と同一で、工事対象延床面積の規模が5,000㎡以上の官公庁工事の実績とする。

・同種工事の実績については、平成8年4月以降完成のものを評価対象とする。

・「配置予定技術者の工事实績」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書（技術データ含む）によるものとする。私立の学校建設の実績については、契約書等、配置予定技術者が監理技術者として関わったことを証明する書面により確認する。

・同種工事に監理技術者として関わった実績は、単体又は建設共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。

・競争入札参加者が建設共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち代表者が配置する監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

#### (2) 提出書類

・「配置予定技術者の工事实績」申告書（様式3）

・監理技術者として関わった当該発注工事の「落札者決定基準等入札説明書」の中で示す同種工事の従事実績が確認できる書類

##### 【官公庁実績の場合】

・コリンズの登録内容確認書（技術データ含む）の写し

##### 【私立の学校実績の場合】

- ・契約書等の証明書類

(3) 配置予定技術者の変更

「2. 配置予定技術者の保有資格」(3) 配置予定技術者の変更と同様の取り扱いとする。

**4. 市内業者または市内業者との建設共同企業体(2者JV)**

(1) 評価の方法

- ・「市内業者または市内業者との建設共同企業体(2者JV)」は5点満点とし、ある場合に5点、ない場合に0点とする。
- ・対象となる市内業者の要件は告示で確認すること。

(2) 提出書類

- ・「市内業者または市内業者との建設共同企業体(2者JV)」申告書(様式4)
- ・(建設共同企業体の場合)建設共同企業体協定書の写し

**5. 市内業者(単体またはJV構成企業)の営業所所在地**

(1) 評価の方法

- ・「市内業者(単体またはJV構成企業)の営業所所在地」は2点満点とし、市内に本店がある場合に2点、市内に支店・営業所がある場合に1点、市外の場合に0点とする。
- ・市内に本店を有する者とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)において、入札参加資格で本店所在地が武蔵野市として登録されており、入札公告時点において3年以上営業を継続している者とする。
- ・市内に支店・営業所等を有する者とは、電子調達サービスにおいて、入札参加資格で支店・営業所等所在地が武蔵野市として登録されており、入札公告時点において3年以上営業を継続している者とする。なお、契約締結の権限を有する代理人を置いていることとする。

(2) 提出書類

- ・「市内業者(単体またはJV構成企業)の営業所所在地」申告書(様式5)
- ・(建設共同企業体の場合)建設共同企業体協定書の写し

## 6. 市内業者(単体またはJV構成企業)の災害時協力協定等

### (1) 評価の方法

- ・「市内業者(単体またはJV構成企業)の災害時協力協定等」は1点満点とし、ある場合に1点、ない場合に0点とする。
- ・災害時協力協定等とは、「災害時における応急対策活動に関する協力協定」又は「災害時における水道施設の応急復旧等に関する協力協定」を本市と締結している団体に入札公告時点において所属している者を対象とする。

### (2) 提出書類

- ・「市内業者(単体またはJV構成企業)の災害時協力協定等」申告書(様式6)
- ・災害時協力協定に係る協定書等の写し
- ・該当団体の会員等名簿の写し

## 7. 環境マネジメントシステム等

### (1) 評価の方法

- ・入札公告時点で登録されている「環境マネジメントシステム等」を評価する。1点満点とし、ある場合に1点、ない場合に0点とする。
- ・以下のいずれかの認証を取得し、現在も登録している者を対象とする。

- ① ISO14001
- ② エコアクション21
- ③ エコステージ(ステージ2以上)
- ④ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)

### (2) 提出書類

- ・「環境マネジメントシステム等」申告書(様式7)
- ・入札公告時点で認証・登録があることを証明できる書類の写し(経営事項審査の写し等)

## 8. 労務単価

### (1) 評価の方法

- ・「労務単価」とは国土交通省と農林水産省が公共事業労務費調査に基づき、公共工事の工事費の積算に用いるために決定している公共工事設計労務単価(基準額)(以下、「2省協定労務単価」という。)を指す。「労務単価」は2

点満点とし、2省協定労務単価以上の場合に2点、2省協定労務単価の80%以上の場合に1点、2省協定労務単価の80%未満の場合に0点とする。

- ・従事を予定している各職種について、最も安価な労働者の賃金支払予定額を申告すること。
- ・申告された各職種の申告単価が、職種により、「2省協定労務単価以上」「2省協定労務単価の80%以上」「2省協定労務単価の80%未満」が混在する場合、低い水準に合わせた評価値とする。
- ・比較対象となる2省協定労務単価は、当該発注工事の「落札者決定基準等入札説明書」で示す。
- ・工事竣工後は申告内容をもとに実施されているか確認作業を行うため、万が一要件を満たさなかった場合、「武蔵野市工事請負業者指名停止基準」に基づく指名停止等のペナルティを課すことがある。

## (2) 提出書類

### ①入札時

- ・「労務単価」申告書（様式8）
- ・労務単価申告書兼宣誓書（様式8-1）

### ②工事竣工後

- ・（各職種の賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る）賃金台帳又は支払いを証する書類の写し

## (3) 遵守の確認方法

### ①入札時

従事を予定している各職種に対し、最も安価な労働者の賃金支払予定額を「労務単価申告書兼宣誓書」（様式8-1）によって申告を受けて、当該予定額と2省協定労務単価を比較して評価する。

### ②工事竣工後

工事が竣工した日の属する月の翌月の末日までに、各職種の賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払いを証する書類の写しの提出を受けて、2省協定労務単価と比較し履行状況を確認する。

## 9. 建設業退職金共済制度等

### (1) 評価の方法

- ・入札公告時点での経営事項審査における「建設業退職金共済制度」に加点評価される制度に加入している場合に評価する。

- ・「建設業退職金共済制度等」は2点満点とし、ある場合に2点、ない場合に0点とする。

## (2) 提出書類

- ・「建設業退職金共済制度等加入の有無」申告書（様式9）
- ・経営事項審査の写し

## 10. 法定外労働災害補償制度等

### (1) 評価の方法

- ・入札公告時点での経営事項審査における「法定外労働災害補償制度」に加点評価される制度に加入している場合に評価する。
- ・「法定外労働災害補償制度等」は2点満点とし、ある場合に2点、ない場合に0点とする。

### (2) 提出書類

- ・「法定外労働災害補償制度等加入の有無」申告書（様式10）
- ・経営事項審査の写し

## 11. 建設キャリアアップシステムへの事業者登録

### (1) 評価の方法

- ・入札公告時点における建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている場合に評価する。
- ・「建設キャリアアップシステムへの事業者登録」は1点満点とし、ある場合に1点、ない場合に0点とする。

### (2) 提出書類

- ・「建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無」申告書（様式11）
- ・登録を証明できる書類の写し（「事業者情報登録完了のお知らせ」はがきの写し、事業者登録の完了メールの写し、事業者ログイン画面の写し等）

## 12. 障害者雇用の取組

### (1) 評価の方法

- ・入札公告時点における障害者雇用状況の評価する。

・「障害者雇用の取組」は1点満点とし、ある場合に1点、ない場合に0点とする。

・障害者雇用の取組とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、入札公告時点において直近に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合を対象とする。もしくは、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者においては、入札公告時点で、障害者を雇用している場合を対象とする。

・障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者の障害者雇用の障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

## (2) 提出書類

・「障害者雇用の取組」申告書（様式12）

### 【法定雇用義務がある事業者の場合】

・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されているものに限る）

### 【法定雇用義務がない事業者の場合】

・障害者手帳の写し

・雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）

## 13. 男女共同参画の推進

### (1) 評価の方法

・「男女共同参画の推進」は1点満点とし、ある場合に1点、ない場合に0点とする。

・育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女共同参画に関する制度を対象とする。

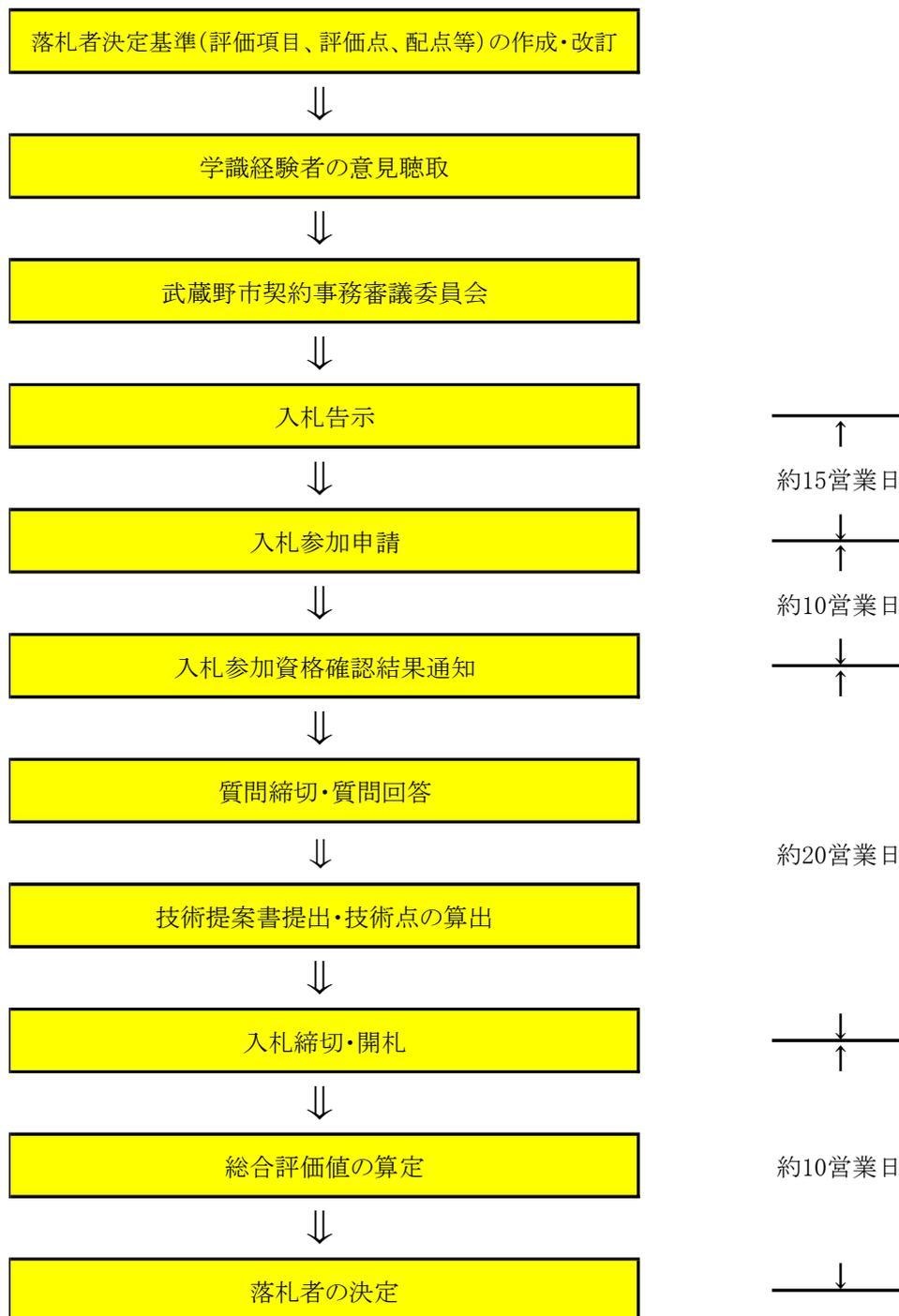
### (2) 提出書類

・「男女共同参画の推進」申告書（様式13）

- ・実績が確認できる書類の写し（就業規則や労働協約の写しや、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の基準適合一般事業主認定通知書の写し等）

## 第4 入札・契約手続きの流れ

### 制限付一般競争入札



※第1 5. アにおいて、落札者決定時に学識経験者への意見聴取が必要とされた場合は、総合評価値の算定後に当該意見聴取を行う。

## 第5 その他

### 1. 資料の提出について

資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

なお、提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加者の負担とする。提出資料は当該発注工事に係る審査以外に競争入札参加者に無断で使用することはしない。また、提出資料は返却しないものとする。

### 2. 申請内容の不正行為等

虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、「武蔵野市工事請負業者指名停止基準」に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効とする。

### 3. 情報公開

落札者を決定した場合は、契約後速やかに次の事項を公表する。

ア 落札者名

イ 入札者の入札価格

ウ 入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評価値）

---

---

学校改築用総合評価方式（施工実績評価型）

実施ガイドライン

発行日 令和4年12月

編集 武蔵野市財務部管財課

---

---